

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	27-4
許認可等の種類	動物用高度管理医療機器の販売業・貸与業の許可			
根拠法令条例等・条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律【以下「医薬品医療機器等法」】(昭和35年8月10日法律第145号) 第39条第1項			
許認可等の概要	○動物用高度管理医療機器販売業・貸与業の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため) 【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医薬品医療機器等法第39条第2項、3項 ○動物用医薬品等取締規則(平成16年12月24日農林水産省令第107号)第116条第1項、第118条、第119条 ○医薬品、医療機器等法の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律関係事務に係る技術的助言について(平成12年3月31日 12畜A第728号 農林水産省畜産局長通)の第3の1 <p>※医薬品医療機器等法第83条の規定により、医薬品医療機器等法中「厚生労働大臣」は「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」は「農林水産省令」と読み替える。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日以内 (内訳)	協議機関 処分庁	農政部園芸畜産課(10日以内) 家畜保健衛生所(20日以内)	
期間の制定根拠	—			